

埼玉県川口市長措置請求書

埼玉県川口市長に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

川口市では、毎年、町会長、自治会長が市の主催で「視察研修」(『全市合同特別町会長会議』)と称して旅行を行なっている。この旅行は十数年前より実施され昨年(平成八年度)も公費より旅費等が全額支出されている。

地方自治法第二百七条には、民間人に旅費が支給できる範囲が定められている。また川口市条例一も地方自治法に準拠するものであり、「川口市職員の旅費に関する条例第三条第二項には「..公務一の遂行を補助するため..」と明記されている。また「川口市実費弁償に関する条例、第一条には地方自治法第二百七条の規定に基づき..」と明記され、第二条には「次の各号に掲げる者に対し..」と公務の内容を具体的に定めている。そして第四条には「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める」とあるが当然本件条例第一条に拘束されるものである事は言うまでもない。

したがって、本件「視察研修」(『全市合同特別町会長会議』)が、前記の、法、及び条例に該当しない以上、本件に対する公金支出は違法かつ不当である。よって、市長永瀬洋治および全ての支出手続き担当者等に対し、右違法かつ不当な公金支出行為による損害金額の全額を市に返還するよう勧告されたい。

2、請求者

埼玉県川口市	(請求者名等は削除)
埼玉県川口市	(請求者名等は削除)
埼玉県川口市	(請求者名等は削除)
埼玉県川口市	(請求者名等は削除)
埼玉県川口市	(請求者名等は削除)

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成九年五月二十九日

埼玉県川口市監査委員様